

解約返戻金の変更について

① 概要

2019年3月1日以降加入者を対象として、解約返戻金を一部変更します。

② 背景

現在、海外における治療費単価の上昇や高齢化の進展等の影響によって、損害保険各社において海外旅行保険は保険料を値上げする傾向にありましたが、留補償の制度趣旨や加入対象者、補償内容等を踏まえ、加入の際に納付いただく「保険料等負担金」については据え置きとしております。

一方で、上記の経緯・背景から基準となる保険料率自体が見直しされていることにより、補償期間中に解約をした場合の「解約返戻金」については、未経過日数（解約の時期）によって一部変更が生じてまいります。

③ 改定内容

保険料率改定による影響は、下記のとおりです。

加入時期	保険料等負担金（加入時）	解約返戻金（解約時）
平成31年2月28日以前に加入	変更なし	変更なし
平成31年3月1日以降に加入	変更なし	一部変更あり（※）

（※）変更の幅は未経過日数に応じて、従来対比で30円の負担減～10円の負担増になります。

従来と金額が変わらない場合が全体の約47%、負担減になる場合が約35%、負担増になる場合が約18%となります。

具体的な金額は留学生生住宅システムの「異動情報入力」画面でご確認ください。